

2015年7、8月号

(議会報告通号 Vol. 87) 〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102 電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158 HP http://www.sakurako-nerima.com/

メールマガジン発行中!

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp



宮城県気仙沼に行ってきました



気仙沼の仮設商店街・南町紫市場にて。(写真は一部加工してあります。) かとうぎ桜子は一番右。右から5番目が南町紫市場副理事の坂本正人さん。

設高

の 力 に 街

しはら \mathcal{O}

移れ度

年ま人 ののっに す。手 でがた移は今段行 ト沼 【 再掲 】8月29日、区政報告会をおこないます

練馬区立勤労福祉会館ご案内

日時:8月29日(土)午後2時~4時

場所:勤労福祉会館 2階 和室大

6月におこなわれた区議会第二回定例会の内容を ご報告させていただくとともに、9月から始まる議会 の見通しについてもご報告させていただき、みなさんと 意見交換できる時間をとりたいと考えております。 ぜひご参加ください。



若い方との交流活動をスタートさせます

前回のレポートで、若い方へのサポート活動をしている「colabo」という非営利団体の見学をしてきたことをご 紹介させていただきました。悩みを抱える若い方が、困ったときには学校以外にも相談できる場があるのだと思 える、そんな選択肢のひとつになれるような活動を、かとうぎ桜子事務所でもスタートしたいと考えています。 定期的に小物づくりをするなどのイベントを通じて、若い方々へお声かけしていけたらと思います。

駅でのレポート配布について

かとうぎ桜子は、月に1回のペースで新しい区政レポート作成しています。駅でのレポートの配布は、議員を 目指したいと考えた2006年夏にスタートしましたので、この夏で丸9年となりました。おおむね以下のよ うなスケジュールでレポートの配布をしています。視察など遠出をする場合などに間があくこともありますが、 基本的に 1ヶ月で 1 めぐりするように配布しております。

• 毎週月曜日: 大泉学園駅北口

(喫煙所の近く、駅正面のドトール前、新しくできたビルの近く、みずほ銀行の近くの 4 か所を順番に回っています。月曜日が 祝日だったり、月曜日に視察等があり都合がつかないときには曜日を変更する場合があります。)

- ・月2回、火曜日:大泉学園駅南口(1階ロータリーと2階デッキ)
- ・水曜または木曜のうち月3回:保谷駅北口と南口(北口正面、線路沿いの道、南口西友前)
- •月2回、金曜日:石神井公園駅北口(駅正面と高架下)

宮城県気仙沼へのカンパ、引き続き募集しています。

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害・地盤沈下の起きた宮城県気仙沼 市にある仮設の復興商店街・南町紫市場の応援をしており、2011年12月の商店街開設時からカンパを続けていま す。7月に伺った時の話では、本設の建物の着工は今年の秋ごろ、完成するまでにはさらに1年ほどはかかるのでは ないかとのこと。仮設から本設に移行するまでは引き続きカンパを続けたいと考えております。ぜひご協力を! 「郵便振り込み・口座番号]

00130-2-496362 市民ふくしフォーラム (振込用紙の通信欄に「気仙沼募金」とお書きください。) [銀行振り込み:ゆうちょ銀行からは手数料無料です]

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム

(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先をメールまたは FAX にてお知らせください。

メール sakurako happy society@vahoo.co. ip FAX 03-3978-4158)

かとうぎ桜子プロフィール

- ●1980年4月10日生まれ
- ●慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- ●大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- ●NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわる必要性を感じ、 2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- ●公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン 研究科にて研究。2010年修了
- ●2012 年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- ●大泉学園町4丁目に猫2匹と夫と住んでいる



替否の分かれたその他の議案の主な内容

教育長に関する条例改正	いじめ問題などに教育委員会が十分な対応ができなかった事案を受け、国が教
WHEN CHANGE	育委員会制度をおこなったことから、区としても新しい教育長のしくみを作る
	ための議案。従来は、
	・教育委員会―非常勤の教育委員、教育委員長
	・教育委員会事務局―教育委員会で選ばれた教育長、
	教育行政の実務を担う事務局職員(行政の職員)
	によって教育行政がおこなわれていたが、責任の明確化を図るために教育長が
	教育委員長を兼務し、教育長は区長が任命する。
	しかしそもそも教育委員会が行政とは独立した組織を持っていた意味は、政治
	権力の教育への不当な介入を防ぎ、独立性を担保するためである。教育長を区
	長が直接任命するしくみをとり、その教育長が教育委員会の長となることは、
	教育の独立性を侵害しかねないものであるため、賛否が分かれた。かとうぎ桜
	子は反対した。
個人情報保護条例の改正	前回のレポートで紹介した、マイナンバー制度に関連して練馬区の個人情報保
	護のルールを新たに定めるもの。そもそもマイナンバー制度に課題が大きいこ
	とから賛否が分かれ、かとうぎ桜子は反対した。
ねりっこクラブ条例	放課後のこどもの居場所として実施されていた学校応援団ひろば事業と、保育
	を必要とするこどもたちを対象とした学童クラブの連携を図るための新設条
	例。学童クラブの待機が多い実情を踏まえ、学童に通っていない子も含めた放
	課後の安全な居場所づくりを進めるという趣旨である。対象範囲を広げること
	によって学童クラブの安全性の低下を懸念する声もあり、賛否が分かれた。し
	かし、待機児が多い現状の中で、可能な対策を考える必要性はあることから、
	かとうぎ桜子は賛成した。

「安全保障関連法案」 の今国会での成立を断念するよう求める意見書の提案

以下の意見書を国に出すことを13名の区議会議員(共産党6名、生活者ネットワーク3名、市民の声ねりま2名、オ ンブズマン練馬1名、市民ふくしフォーラム(かとうぎ桜子))にて提案。ほかの議員は反対したため、否決された。

安倍政権が今国会で成立させようとしている「安全保障関連法案」は、立憲主義および憲法 9 条を否定するものと して、多くの批判が寄せられている。衆議院憲法審査会では、与党の参考人をふくめ、招致された3人の憲法学者 全員が、こ の「安全保障関連法案」は「憲法に違反する」と明言している。どのマスコミの世論調査でも、法案に 「反対」し、今国会での成立に「反対」する声が「賛成」 を上回っている。

そもそも日本政府は、戦後一貫して、憲法9条の解釈について「海外での武力 行使は許されない」ことを土台とし てきた。ところが昨年7月1日の「閣議決定」 と、それを具体化した今回の「安全保障関連法案」は、日本に対す る武力攻撃がなくても、他国のために海外での武力行使に道をひらくものとなっている。「武力行使と一体化しない 後方支援」だから合憲だとする政府の主張は国際法上も通用しない。これは、一内閣の専断で、従来の憲法9条の 解釈の根本を 180 度 転換するものである。自衛隊にとっても、創設以来、一人の外国人も殺さず、一人の戦死者 も出さないできた歴史をくつがえすことになる。

日本の国のあり方を左右する重要な問題でありながら、11本もの法案を短期間で一括審議するなど、国会での十分 な審議も保障されていない。安倍首相が「夏までに成立」をアメリカに公約し、会期を大幅に延長してまで法案成 立を強行しようとしていることは民主主義の理念を否定するもので許されない。国会での多数議席を頼みに、国民 の意思を無視した法案成立は、日本の進路を誤らせるものである。

国会及び政府等に対して、「安全保障関連法案」の今国会での成立を断念するよう、強く求めるものである。

こどもを見守る体制 の重要性を指摘

ので、ここでは討論の内容をそのままご紹介しますて主だったものをご紹介しますが、中でも「児童館6月8日~29日に行われた練馬区議会第二回定例 条例の 改正」 のポ 議案には かとうぎ桜子が反対討論をしまるの中で賛否の分かれた議案に

しつ たい

わないと考えます。

今回の指定管理者導入にあたって

制度はこうした性質の事業にはそ 標で測られることの多い指定管理者

成果が来館者数など目に見える指

区は、

初回の2館の状況をふまえ、

引

おこなうものです。 所にはじめて指定管理者制度を導入しましたが、 定管理者※1による管理運営とするため条例の改正を 2013年度、 この議案は新たに平和台児童館、 区内17カ所ある児童館のうち2カ 東大泉児童館を指 今 回

の役割として、 厚生労働省が示す 「児童館ガイドライン」には児童 はさらに2カ所の指定管理となります。

進を図ること

子どもと長期的

継続的に関わり子どもの発達の増

・家庭や地域の子育て環境の調整を図り、

子どもの日

生の予防、 常生活を支援すること 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発 早期発見

指定管理者制度

などが挙げられています。

子育て家庭に関する相談

援助

いという面があります。 で理も担います。ただし、業務内容は行政と協定を結んで決定管理も担います。ただし、業務内容は行政と協定を結んで決定るのに対し、指定管理者は施設の利用料金の決定、徴収や維持間に委託するしくみです。「業務委託」が業務内容の委託であ間に委託するしくみです。「業務委託」が業務内容の委託であますが、公共施設の管理運営を株式会社、NPOなどを含む民ますが、公共施設の管理運営を株式会社、NPOなどを含む民ますが、公共施設の管理運営を株式会社、NPOなどを含む民ますが、公共施設の管理運営を株式会社、NPOなどを含む民ますが、公共施設の管理運営を株式会社、NPOなどを含むますが、公共を含むますがある。

地児 域童 の館 が拠点 なまざまな-人が集う

の拠点」となる施設です。 地域住民も含め、 児童館はボランティア・協力者としてつながりを持つ

することがあったとしても、自己肯定感をもって生きて えるようになり、どんな課題に遭遇しても、たとえ失敗 感を持ち、 けたサポ 持ちを受け止め信頼関係を維持しながら課題解決に向 ること、こどもから発せられる言葉の奥にある背景や気 的・継続的に信頼関係を築く中でこどもの声に耳を傾け がこどもたちと遊びや日常生活の会話を通じて長期 らいという思いを持つこどもたちもいます。 いけるようになるための重要なポイントです。 中には貧困・虐待など様々な事情で家庭や学校にいづ 必要な時にはSOSを出しても良いのだと思 その子が今後の人生において人に対する信頼 トをしていくことはとても重要な役割です。

関係機関との調整は厳しいものになるかもしれません。 児童館職員がこどもの置かれた立場や思いに寄り添 こどもの視点に立って活動していく中では、ときに

さまざまな生活背景を持つ人の「地域

児童館職員

るサポ もあると説明されました。 き継ぎの充実や区としての巡回によ の声をいかにしてキャッチしてい しかし、そもそも区として「こども トなど、 一定整理された部分

考えます。 か」という点の整理ができていない کے <

基づき区としての考え方を整理すべ上させるのか。児童館ガイドラインに 児童館の専門性をどのように維持・向 としても改めて検証する必要があ 定管理者制度がなじむのかどうか、 きですし、その上で児童館にとって指 童館が果たすべき役割はなんなのか、 要保護児童への対応などについて、 数値としての成果には見えづら \boxtimes 児 61

案に対する反対の討論とします。 ら行う必要があることを指摘して、 ング等 か \mathcal{O}

評価とは別に福祉の専門的な視点 の検証は一般的なモニタリ また児童館における指定管理者制度 児童館という施設そのものの意義、

ます。